

処分名	一部負担金減免、減額及び徴収猶予の認定
標準処理期間	30日
根拠	法第69条第1項、規則第33条第2項
審査基準	<p>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額、免除及び徴収猶予取扱要綱 第3条より)</p> <p>神奈川県後期高齢者医療広域連合長は、被保険者の属する世帯の世帯主が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該被保険者に対して、減免等を行うことができる。</p> <p>(1) 概ね過去1年以内の間に、次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、市町村民税が減免されていること又は当該世帯主等の収入の額の合計額(手持金を除く。次号において同じ。)が基準額以下であり、かつ、当該世帯主等の手持金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下であること。</p> <p>ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について、著しい損害を受けたこと。</p> <p>イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により、著しく収入が減少したこと。</p> <p>ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。</p> <p>エ 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、著しく収入が減少したこと。ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。</p> <p>(2) 世帯主の市町村民税が課されない者若しくは減免されている者又は世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、世帯主等の手持金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下である者であって、概ね過去1年以内の間に、前号に掲げる事由のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要であると認めた場合。</p>